

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二条 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。
（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第三条 法第三十条の八第二項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第二のとおりとする。
（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第四条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

- 一 災害時における県民の安否の確認に関する事務であって規則で定めるもの
- 二 県吏員職員退隠料条例（昭和八年十一月奈良県条例第七号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）による県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町村民税、奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）第十七条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、

過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)による同法第三条第一項の登録、同法第八条(同法第三十五条の四において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の十の届出、同法第二十九条第一項の認定又は同法第三十二条第一項の認定の更新に関する事務であつて規則で定めるもの

五 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)による同法第五条の許可、同法第三十一条第三項の交付又は同法第七項において準用する同法第十七条第七項の書換に関する事務であつて規則で定めるもの

六 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による同法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、同法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四若しくは第二十四条の二第一項の規定による届出、同法第二十九条第三項の交付又は製造保安責任者免状及び販売主任者免状の書換えに関する事務であつて規則で定めるもの

七 奈良県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十二号)による同条例第五条第一項の承認、同条例第十六条の二第一項の規定による脱退一時金の支給、同条例第二十条第二項第五号若しくは第五項の規定による届出又は同条例第六項の規定による調査に関する事務であつて規則で定めるもの

八 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百十九号)による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

九 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の過誤払により発生した返還金に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

十 奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

十一 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年十二月奈良県条例第二十四号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

十二 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例（平成二十年三月奈良県条例第四十二号）による修学研修資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

十三 奈良県がん対策推進条例（平成二十一年十月奈良県条例第十三号）による同条例第十二条第一項のがん登録に関する事務であって規則で定めるもの

十四 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）による同法第三十三条第一項の交付又は配置従事者身分証明書書の書換えに関する事務であって規則で定めるもの

十五 奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）による同条例第十五条の二第一項の登録（登録の更新を含む。）又は同条例第十五条の二の四第一項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

十六 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）による同法第八条第一項又は第二項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

十七 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）による同法第四条第一項若しくは第二項の登録、同法第十三条第一項若しくは第二項の書替交付又は同法第十六条の二、第二十二号若しくは第二十三条の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

十八 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

十九 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）による同条例第十七条第一項の規定による家賃の徴収、同条例第三十三条の規定による収入状況の報告の請求等、同条例第三十八条第一項の規定による明渡し等の請求及び同条例第四十八条の九第二項の規定による自動車の移動に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

<p>選挙管理委員会</p>	<p>一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による同法第八十六条第一項から第三項まで又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）による同令第八十一条の告示に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>公安委員会</p>	<p>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による同法第五十一条の四第四項の命令、同条第六項の通知、同条第十三項の督促又は同条第十四項の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。